

# 🐮繁殖雌牛増頭支援事業について🐮

国及び県の増頭支援事業を活用し、能力の高い繁殖雌牛を導入しましょう!!

## 🐮活用できる増頭支援事業について🐮

事業名	区分	共通要件	交付金額【万円/頭】	申請先	申込期限
①肉用牛経営安定対策補完事業 【中核的担い手育成増頭支援事業】	Alic 【継続】	○ 事業年度期末に繁殖雌牛が増頭 ○ 事業年度の前年に繁殖雌牛が減少していない ○ 対象牛が各種育種価要件を満たしている	8万円 もしくは 10万円	管轄農協経由 で畜産協会	5月下旬
②とちぎの和牛繁殖基盤強化対策事業	県 【新規】		5万円		
③生産基盤拡大加速化事業	国 【継続】		17.5万円 もしくは 24.6万円	クラスター協議会 経由で畜産協会	

県では、令和5年度から産肉能力の高い繁殖雌牛導入を支援する増頭支援事業を開始しました。

## 🍷主な事業要件について🍷

対象事業	交付金単価		育種価または期待育種価						育種価要件	個別要件 (育種価要件除く)
			枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留り	脂肪交雑		
①のみ対象	8万円	例1	B	C	C	C	C	枝肉重量の育種価等がB	○ 事業開始時に繁殖雌牛を10頭以上飼養 ○ 自家保留牛も対象	
		例2	C	他いづれか2つがB以上				枝肉重量以外の育種価等が2つ以上B以上		
	10万円	B	他いづれか1つがB以上				枝肉重量の育種価等がBで、かつそれ以外の育種価等が1つ以上B以上			
①及び②対象	13万円	A	C	C	C	C	C	枝肉重量の育種価等がA以上	②は①の事業に上乗せで5万円/頭を交付 【育種価要件以外は①と同様】	
	15万円	A	他いづれか1つがB以上				枝肉重量の育種価等がA以上で、かつそれ以外の育種価等が1つ以上B以上			
③のみ対象	17.5万円 及び 24.6万円	他いづれか1つがB以上				B	脂肪交雑の育種価等がB以上で、かつそれ以外の育種価等が1つ以上B以上	○ 繁殖雌牛飼養規模により交付額が異なる 17.5万円：50頭以上、24.6万円：50頭未満 ○ 事業参加2年後に子牛販売価格等を10%増加		

# 🐷 その他の和牛振興に係る県の事業について 🐷

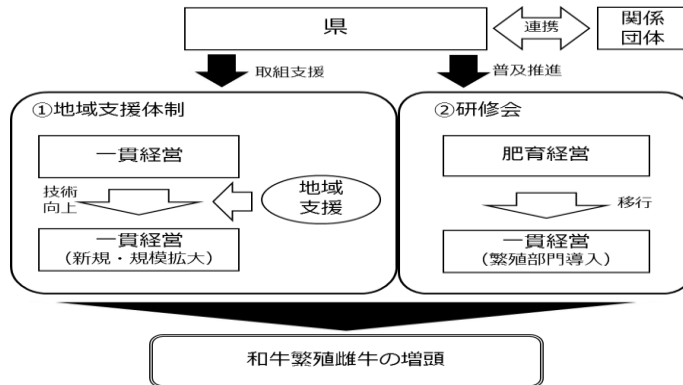
## ○とちぎの和牛経営強化支援対策事業

和牛肥育農家の一貫経営への移行を支援します。

### 【事業概要】

志向農家を地域ぐるみで支援する体制を構築し、一貫経営への移行、技術習得等を支援します。

- 1 事業主体  
志向農家を中心とした協議会
- 2 対象となる取組  
一貫経営移行に必要な資材費、研修費など
- 3 補助額  
20万円上限(取組の1/2以内)
- 4 対象地域 県内で3地区



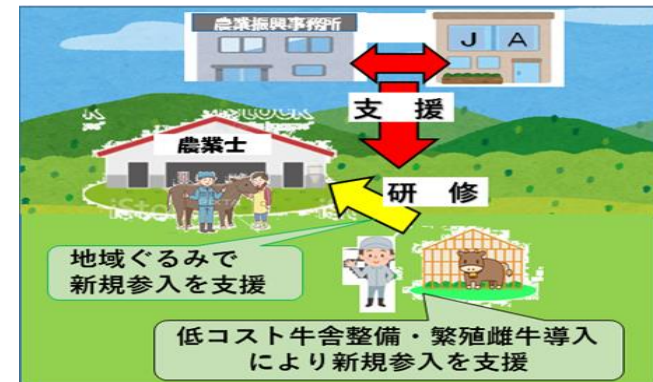
## ○耕種農家への和牛繁殖経営導入支援事業

耕種農家が新たに和牛繁殖経営を導入する取組を支援します。

### 【事業概要】

耕種農家が和牛繁殖経営を新たに導入するために必要な施設整備や研修の実施を支援します。

- 1 事業主体  
志向農家を中心とした協議会
- 2 対象となる取組と補助額
  - ア 低コスト牛舎の整備 36万円上限(経費の1/3以内)
  - イ 繁殖雌牛の導入 3頭以内(1頭12万円定額)
  - ウ 飼養管理に係る研修 4万円(研修先への報償費)
- 3 対象地域 県内で3地区



## ○問い合わせ先

畜産振興課生産流通担当【TEL：028-623-2346 FAX：028-623-2353】

各農業振興事務所(河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷南那須、那須、安足)経営普及部農畜産課及び畜産課内